

## 令和2年 第1回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和2年第1回東彼杵町議会臨時会は、令和2年4月9日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

|     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番  | 林田 二三 君 | 2番  | 立山 裕次 君  |
| 3番  | 口木 俊二 君 | 4番  | 浪瀬 真吾 君  |
| 5番  | 大石 俊郎 君 | 6番  | 尾上 庄次郎 君 |
| 7番  | 後城 一雄 君 | 8番  | 浦 富男 君   |
| 9番  | 橋村 孝彦 君 | 10番 | 森 敏則 君   |
| 11番 | 吉永 秀俊 君 |     |          |

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

|             |            |              |          |
|-------------|------------|--------------|----------|
| 町 長         | 岡田 伊一郎 君   | 教 育 長        | ( 不 在 )  |
| 副 町 長       | 三根 貞彦 君    | 会 計 管 理 者    | 森 隆志 君   |
| 総 務 課 長     | 松山 昭 君     | 健康ほけん課長      | 構 浩光 君   |
| 農 林 水 産 課 長 | 高月 淳一郎 君   | 町 民 課 長      | 工藤 政昭 君  |
| 農 委 局 長     | (高月 淳一郎 君) | 税 財 政 課 長    | 山下 勝之 君  |
| 水 道 課 長     | 氏福 達也 君    | ま ち づ くり 課 長 | 岡田 半二郎 君 |
| 建 設 課 長     | 楠本 信宏 君    | 教 育 次 長      | 岡木 徳人 君  |

4 書記は次のとおりである。

|        |         |     |          |
|--------|---------|-----|----------|
| 議会事務局長 | 有川 寿史 君 | 書 記 | 滝川 千香子 君 |
|--------|---------|-----|----------|

5 議事日程は次のとおりである。

|      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2 | 会期の決定   |
| 日程第3 | 議案第33号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例                                     |
| 日程第4 | 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について） |
| 日程第5 | 議案第35号 東彼杵町教育委員会委員の任命について   |
| 日程第6 | 議案第36号 東彼杵町教育長の任命について   |

6 閉 会

## 開 会（午前 9 時 34 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

みなさんおはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会いたします。

開会にあたってお願いをいたします。皆さんご存知のように 4 月 7 日に緊急事態宣言が発令をされております。本町におきましても、昨日、法的根拠のあるコロナ対策本部を設置をされております。国、県の方からこういった会議、議会は、なるべくの自粛、また、開催するにしても短時間で終わるような会議にしてくださいという要請がきておりますので、簡潔な質疑と応答を皆さんにお願いしたいと思っております。よろしくお申し上げます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、1 番議員、林田二三君、2 番議員、立山裕次君を指名します。

### 日程第 2 会期の決定

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

### 日程第 3 議案第 33 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 3、議案第 33 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日は、緊急に臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては、大変ご多用の中にお繰り合わせご出席をいただき誠にありがとうございました。

はじめに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々に心から哀悼の意を表します。そして、また、今新型コロナウイルス感染症で療養中や治療に当たられている方々に対しまして

もお見舞いを申し上げますとともに、その治療のために昼夜を分かたず命をかけて治療に当たっていただいています医療従事者の方々に心から敬意を表したいと思います。

本町といたしましても、対策本部を設置いたしまして、会議や集会の中止、延期を決定し、そして、地域の皆さま方にも自粛要請を行っているところであり、大変申し訳なく思っております。しかし、自らの命と家族、大切な方々の命を守るために、そして、コロナウイルス感染拡大防止のために、何卒ご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは、早速、議案に入らせていただきます。議案第 33 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例。

提案の理由でございますが、令和 2 年第 1 回議会定例会一般質問での町教育委員会が行った懲戒処分手続きに対する議員からの指摘に対し、教育行政への的確な指導を欠いたことに対し、町執行部としての道義的責任を取るために本案を提出するものでございます。詳細につきましては、総務課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

議案第 33 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案を 1 ページ開けていただきまして、改訂部分につきましてご説明いたします。

本則の附則に 34 号を追加し、令和 2 年 5 月分の町長、副町長の給与について 20%削減というのを、町長にあつては 100 分の 30、副町長にあつては 100 分の 25 とするものでございます。条例の公布は、公布の日から施行するものです。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

実は、私、この案件につきまして町長と副町長を交えましてお話をさせていただいた経緯がございます。と言いますのは、前教育長が自ら辞表を提出されたということでございましたけれども、教育長のコメントの中に、慣例としてやったという発言がございました。そこで私がちょっとひっかかったので、町長と副町長と交えて見解を正したんですが、慣例としてやっていたということであれば、これまでそれをずっと認めてきたということになりますという話をしました。ということであれば、当然、町職員が教育委員会に出向しているわけですから、当然その責任はあるであろうという話をいたしました。

ということは、つまり、これは、ここで道義的に責任を取るために本案を提出するとありますけれど、私は道義的責任ではないと解釈しています。今日これは初めて見たんですけれど、つまり、これは事務的な過失責任ですよ、執行部も含めて。ですから、ここに道義的責任としていくばくかのカットをするとしてあります。そして、ここに期限は書いてありませんよね。

○——△——

——△——△——

○9 番（橋村孝彦君）

どこに書いてある。ごめんなさい。ざっと見ただけですので。

ですから、やはり、ここは、若干、私は違和感を覚えるんですよ。これは、道義的責任なんですか、事務的な過失責任ではないんですか、どちらなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この道義的責任と申しますのは、一般質問というのは、先に提出を頂きます。その時、町執行部も検討会をいたします。その時に、やはり町長をはじめこのそういう申し出、質問に対して十分な研究、聞くなり調査ができなかった責任は、やはり町長にある。慣例であろうが、何であろうが、法令が先行いたしますので、そういう形で、私は責任を取らせていただきたいということの道義的責任であります。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

だから、これは道義的責任ではなくて事務的過失責任と言っているんですよ。一般質問云々の話ではないんです。手続きの問題です。ですから、これは、前教育長が自ら辞表を提出されていますから、法としてはそれに従ってされたのだからしょうがない。しかし、経緯からいきますと、やはりそこに道義的責任が介在するとすれば、そこに何らかの猶予が実はあって良かったと私は思うんですよ。例えば、その会議の中で、減給3か月とか、半年とか1年とか、そういう形での道義的責任の取り方というのであれば私も理解できますけれど、いかがなんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

前教育長のことをおっしゃっていると思いますが、前教育長自ら辞表を、一度私に出されたものを取り戻されてまた出されたんです、2回。これは、教育長自ら出されたものでございますから、それは意思があろうがなかろうが責任を取られたんだと私は思っております。おっしゃるように、私も前教育長も、減俸なりいろんな方法はあったかと思えます。しかし、これは自ら辞表を提出されたものでございますから。

ここで、私はちょっと申し上げたいんですが、町長に提出しても教育委員会がそれを認めなければ辞めなくても良いんですよと、私は前教育長に申し上げております。しかし、2回も出されたということは、私は重く受けとめたということでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

教育長が辞表を出されたということは、いわゆる某議員の理論に基づいてですよ。これは、懲罰権は教育長ではなくて教育委員会であると、私は、本会議の時に申しましたとおり、そのとおりですよ。法の執行に従っては、質問議員さんのおっしゃるとおりなんです。だから、言っているのは、彼は、要するにそこを認めてお辞めになられたんですから、執行部としてもそこになんらかのあれ

はあって当然だろうと。これは道義的責任ではなくて、事務的な瑕疵なんでしょう。しつこいようですけれど違うんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、教育委員会部局は瑕疵があったと思います。私は、今町長になって、27年に法が変わって処分が続いて、今調査をしていますけれど、私が町長になって教育長にそういう話はしていませんから、自ら、やはり間違いだったとお認めになった。その前に、私が、一般質問の時に、本会議が終わった後に、実は、課長会を開いたんです。県とか上層機関に十分調査をして回答をしてくださいと申し上げておりましたけれどもそういう形になりましたので、ここは、その後に、私たちも十分、法的な根拠を調べて議員さんに回答をしなければいけない。そういうことがちょっと甘かったということで、私は責任を感じているところでございます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第33号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第4、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合

を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございますが、本来なら第 1 回定例会に上程しなければなりませんでした。上程漏れがありましたので専決処分をさせていただいたものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

本件は、新旧対照表にありますように、長崎縣市町村総合事務組合を組織する組合市町村から長崎市が脱退することによる長崎縣市町村総合事務組合規約の変更をお願いするものでございます。施行日は、令和 2 年 5 月 1 日となっております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 34 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 34 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号専決処分の承認を求めることについて（長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 5 議案第 35 号 東彼杵町教育委員会委員の任命について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 5、議案第 35 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 35 号東彼杵町教育委員会委員の任命についてでございます。

任命する者の住所、氏名等。住所、東彼杵町八反田郷 761 番地 1。氏名、山口直登。生年月日、昭和 33 年 12 月 13 日生。

提案の理由は、東彼杵町教育委員として任命したいので本案を提出するものでございます。

教育委員は、前任者の岸川勇男さんが任期満了の後、後任が任命できていませんでしたので今回お願いするものでございます。

山口直登さんは、国立福岡教育大学を卒業され、平成 17 年に千綿中学校教頭、平成 22 年に対馬市立西部中学校校長、平成 26 年に佐世保市立吉井中学校校長、そして平成 28 年に川棚中学校の校長を歴任され退職をされている方でございます。

山口直登さんは、人格は高潔で、教育、学術及び文化に関し識見をお持ちの方であります。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

この方に関しての云々のお尋ねではないんですけど、何年前でしたかね、大石議員が、同じ案件の時に言われたことが思い出されたんですけど。その時、当日に人事案件を、教育長に関してもそうなんですけれど、当日に人事案件を出されました。その時に大石議員におかれましては、人事案件を当日出されても判断する材料がないから数日前に提出してくれないかという質問をされました。ここに居た皆さんは覚えていらっしゃると思います。そこで、執行部の回答は、了解したような回答でしたよね。今回、私は初めてこれを見たんですけど、そこら辺の流れの中での手続きはどうなっていたんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

誠に申し訳ありません。実は、2 日前に議長さんをはじめ副議長さん、それから常任委員長さん、議運の委員長さんも含めて、そこにはお諮りをしております、事前にです。そういうことでございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

ということであれば、その人たちだけが知っていたという話になりますよね。そういうことですね、それはちょっとおかしいでしょう。やはり、これを認めるか認めないかは議員全員なんですよ。ならば、やはり私たちだけが知らないというのは。私はこの方はよく存知上げていますからいいんですけど、全く知らない人がいたら判断の材料がないわけでしょう。では、そこで各委員長さんたちに対して各委員さんに連絡してくださいとか何とかの話はあったんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それはいたしておりませんが、私がお願いするのは、まず議長さん、副議長さんにまずお願いして、どう議会で対応されるか。それはお任せをしたいなと思って。議員全員の皆さんにお知らせができなかったことは誠に申し訳なかったと思っております。以上でございます。

○——△——

了解です。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 35 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 35 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 35 号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口施錠）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は 10 名です。

次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 5 番議員、大石俊郎君、6 番議員、尾上庄次郎君を指名します。

ただいまから投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（吉永秀俊君）

念のため申し上げます。投票用紙には賛成か反対か、どちらかを書いてください。よろしくお願いいたします。

投票用紙の配布洩れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

配布洩れなしと認めます。



次に投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（吉永秀俊君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。1 番、林田二三議員、2 番、立山裕次議員、3 番、口木俊二議員、4 番、浪瀬真吾議員、5 番、大石俊郎議員、6 番、尾上庄次郎議員、7 番、後城一雄議員、8 番、浦富男議員、9 番、橋村孝彦議員、10 番、森敏則議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票洩れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

投票洩れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。5 番議員、大石俊郎君、6 番議員、尾上庄次郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（吉永秀俊君）

投票の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち賛成 9 票、反対 1 票、以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第 35 号東彼杵町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場出入口を開けます。

(議場出入口開錠)

## 日程第 6 議案第 36 号 東彼杵町教育長の任命について

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 6、議案第 36 号東彼杵町教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 36 号東彼杵町教育長の任命について。次の者を東彼杵町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

任命する者の住所氏名等。住所、川棚町下組郷 1707 番地 2。氏名、粒崎秀人。生年月日、昭和 29 年 11 月 23 日生。

提案の理由は、教育長を任命するために本案を提出するものでございます。

粒崎秀人さんは、国立福岡教育大学を卒業され、平成9年に大楠小学校教頭、平成17年に県教育長義務教育課長補佐、平成19年に佐世保市立黒髪小学校校長、平成22年に彼杵小学校校長、平成28年には本町の学校教育指導員としてお勤めをいただいております。平成30年に活水女子大学非常勤講師などを歴任をされております。

粒崎秀人さんは、人格が高潔で教育行政に関し識見をお持ちの方であります。何卒、ご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから、質疑を行います。10番議員、森敏則君。

○10番（森敏則君）

今回の教育長の任命について川棚町にお住まいの粒崎さんをとということですが、校長先生あがりということで、ただいま町長から紹介されたようなことで立派な方だと思います。が、実は、今日たまたまNHKのカメラが入っていますが、2月7日に朝イチのプレミアムトークというので平川理恵さんという人を紹介されていたんですよ。後でちょっと控えておいてください。後で検索してください。この方は52歳で、2018年4月から広島県の教育長をされております。この人の人柄というのが、ずっと番組で約30分ぐらい紹介があったんです。その中にこの方は同志社大を卒業されて、その後株式会社リクルートに入社されているんですよ。入社されて、マイクロソフトの検索エンジンとか、あるいは女性向けの求人を提供するトラバユという営業を担当し、1年間で押し売りなしで年間4億円の売り上げをする、スーパートップセールスマンです。それをなさっていたということで紹介してありました。このリクルートを6年間の勤務を経て、もっと多くの国を知りたいと思うようになって1997年から2年間、南カリフォルニア大学に留学されているんです。その後、1999年留学支援会社を設立されているんです。約10年間この会社を続けまして、業績も非常に良かったということなんですが、それを約10年間して、売却しまして、どうしても教育に未練があったと。

○議長（吉永秀俊君）

森議員にお願いします、質疑をしてください。

○10番（森敏則君）

紹介をして、最終的には質疑をして、この紹介をして、町長にこういった人もおられるからどうですかということを言いたいのですが、まずはここを紹介しないと話が進みませんのでご理解ください。議長いいですか。

○議長（吉永秀俊君）

はい。

○10番（森敏則君）

時間は取ります。

○議長（吉永秀俊君）

簡潔にお願いします。

○10番（森敏則君）

簡潔にはいきません。

○議長（吉永秀俊君）

それではもう認めませんよ、簡潔にさせていただかないと。

○10 番（森敏則君）

議長采配でそういうふうにしても結構ですが、強制的に止めてください。

まあ、そういった形で中学校を今度されたんですね。公立中学校の公募があったんですよ、そこに応募されているんです。そして、数百名の中から学校長になられたんです。そして、その後、今度は女性初の公立中学校の民間校長先生、初ですよ。横浜市の市ヶ尾中学校に就任されているんです。そして、その後が一番ポイントになるんです。その後、学校改革を進めようということで、これまでの、言わば前例踏襲、これを打ち破った風土を変える教育体制を作ろうということで、学校現場でも教育現場でも、学校の先生方と言いたいことが言える、やりたいことがやれるといった環境を作りたいと。

それで、一番モットーにしたのが上意下達、じょういかたつと読むんです。げだつではなくかたつが正解だそうです。上と書いて意味の意、下に達する。これは、組織の上部が上の者の考えや命令を、部下あるいは下の者に知らせる意味です。これをやらない、というのは、上の人が間違ったことを言うと、それがそのまま伝わってしまうんだという考え方です。一番大切にしているのが現場主義、官僚主義に対抗するというような意味です。

そして、例を言うと、ヨーロッパでは教育委員会は無いそうです。全て各学校の運営委員会で組織されている。波乱万丈なこの平川理恵さん。この人のような人を、実は持ってきていただくものだと思っていたんです、町長には。町長は、普段から、立候補される時に言われたのが、民間から教育長を選びたいということをおっしゃっていました。ですから、そういった話を私は期待していたのですが、急遽こういった状況になったから急いで選択したと、この人を選んだということは仕方ないかもしれませんが、次回からは、こういったことも頭に入れて、優秀な人たちが、校長先生というのは、どうしても学校現場の立場で中にいた人は外から見えないんですよ。したがって、灯台下暗しとは言いませんが、やはり、外部から来た人はもっと新鮮な目で学校現場を見てくれると思います。そういう意味で、次回から、今回は仕方ありません、名前も出てしまって、私も町長からこの人はどうですかと言われて嫌とは言えないです。それなりの行動は取りますよ、その代わり。抵抗はします。抵抗は何も書かないで出すことぐらいでしょう。

そういった形で、是非、次回からは、そういったことを頭の中に入れてやっていただきたいなと思います。町長どうですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

次回のことは、まだここでは言えませんが、私の考えなりに、今の状況下では、最善の方を選ばせていただいたとっております。と言いますのは、今、日本国の法律では、県教委があって市町村教委、こういうことが、組織がございますので、粒崎先生は、県の教育長の義務教育課の人事班にもお勤めございましたので、そういう全体の流れを見ながら、私の判断でこういう人選をさせていただいたということでございます。ご了承よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他に質疑はありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

粒崎秀人さんは、現在川棚町にお住まいですね。法律によると、教育長は、当該地方公共団体の町の被選挙権を有する者と定めてあります。すなわち東彼杵町民でなければなりません。では、粒崎秀人さんは、近々町内に住所を構える約束をしているのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

法律が、首長選挙に出るとというのは、25歳以上であれば全国から出馬できます。だから、ここに今住所はございませんが、もし皆さん方の同意をいただければ、粒崎先生は、実家が蔵本郷にございますので、そちらに住所を移して東彼杵町に住んでいただけるという了解だけはとらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にないですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第36号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場出入口施錠）

○議長（吉永秀俊君）

ただいまの出席議員数は10名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に7番議員、後城一雄君、8番議員、浦富男君を指名します。

投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○議長（吉永秀俊君）

先ほども申しましたけれど、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配布洩れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

配布洩れなしと認めます。

次に投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（吉永秀俊君）

投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

○事務局長（有川寿史君）

それでは読み上げます。1番、林田二三議員、2番、立山裕次議員、3番、口木俊二議員、4番、浪瀬真吾議員、5番、大石俊郎議員、6番、尾上庄次郎議員、7番、後城一雄議員、8番、浦富男議員、9番、橋村孝彦議員、10番、森敏則議員。

○議長（吉永秀俊君）

投票洩れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

投票洩れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。7番議員、後城一雄君、8番議員、浦富男君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから投票の結果を報告します。投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成8票、反対2票、以上のおり賛成が多数です。したがって、議案第36号東彼杵町教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場出入口を開けます。

（議場出入口開錠）

○議長（吉永秀俊君）

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第1回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前10時20分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉 永 秀 俊

署名議員 林 田 二 三

署名議員 立 山 裕 次